

県学警連だより No.139

児童ポルノの所持、要求、拡散事案が多発!!

熊本県内の複数の学校で、児童ポルノの所持、要求、拡散等の事案が発生しています。これらの行為は、18歳未満の少年でも犯罪となり、警察に捕まるだけでなく、一旦、インターネットに流出すると全てを削除することは困難です。

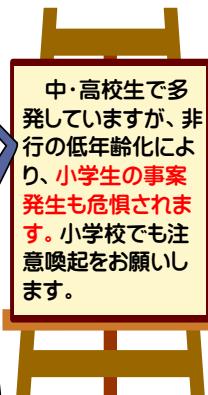
各学校におかれましては、情報モラル教室等により、子供たちへインターネットやSNSの危険性について御指導いただいていると思いますが、再度、注意喚起をお願いします。また、保護者に対しても、子どもたちのスマートフォン等の適切な使い方、管理について注意喚起を促してください。

※「児童ポルノ」とは、18歳未満の児童のわいせつな写真、動画やデータのことです。

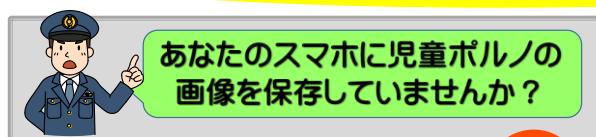
令和7年11月6日



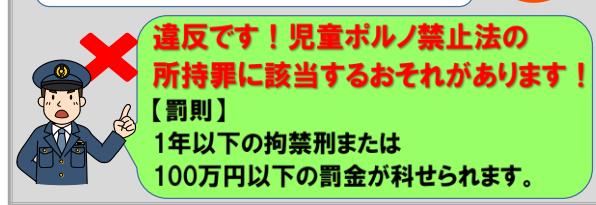
熊本県学警連事務局
熊本県教育庁
学校安全・安心推進課
熊本県警察本部
生活安全企画課



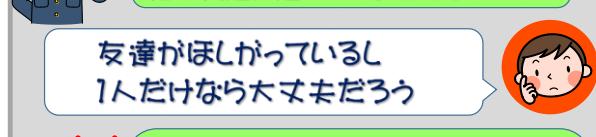
このような行為は、少年でも警察に捕まります



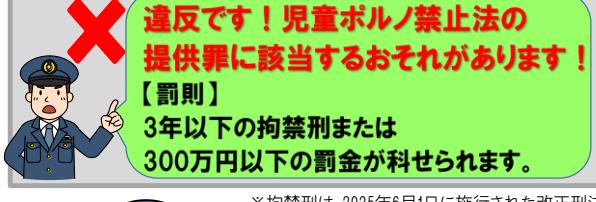
中学生だから捕まらないでしょ
保存するだけなら捕まらないでしょ



友達からもらった児童ポルノの画像を他の友達に送っていませんか？



友達がほしがっているし
1人だけなら大丈夫だろう



裸の画像を送ってもらうよう
頼んだことはありませんか？



※拘禁刑は、2025年6月1日に施行された改正刑法に基づき、従来の懲役刑と禁錮刑を一本化した新しい刑罰です。

児童ポルノは、『持っているだけ』
『要求するだけ』でも犯罪です！！

学校でこのような事案を把握した際は、最寄りの警察署
または肥後っ子サポートセンターまで連絡してください。



熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(オニコリヨケナロ) 携帯電話からは、096-384-4976

※相談受付

平日 8:30-17:15

熊本県警察ホームページQRコード



SNS非行、被害防止啓発YouTube動画のQRコード

『ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール』

